

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和4年12月23日（令和4年（行情）諮問第766号）

答申日：令和7年9月3日（令和7年度（行情）答申第306号）

事件名：行政文書ファイル「2019年度 脱走兵」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の3に掲げる28文書（以下、順に「文書2」ないし「文書29」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年9月30日付け情報公開第01629号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

決定通知書別紙記載の行政文書のうち部分開示とされた行政文書中の不開示部分、及び決定通知書別紙記載の行政文書のうち全部不開示とされた行政文書はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらないと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和3年10月25日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、法11条による延長を行った後、相当の部分として1件の文書（別紙の2）を特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行った（令和3年12月24日付け情報公開第02656号）。更に、最終の決定として28件の文書（本件対象文書）を特定し、8件を開示、10件を部分開示、10件を不開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和4年11月9日付けで原処分の取消しを求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の 3 に記載の 28 文書である。

3 不開示とした部分について

- (1) 文書 2、文書 5、文書 8、文書 11、文書 13、文書 16、文書 19、文書 22、文書 24、文書 27 及び文書 29 の不開示部分は、公にしないことを前提としたわが国政府部内の検討の内容に関する記述、非公表を前提として行われた他国とのやりとりに関する情報等であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 5 号に該当し不開示とした。
- (2) 文書 3、文書 6、文書 9、文書 12、文書 14、文書 17、文書 20、文書 25 及び文書 28 の不開示部分は、個人に関する情報であって、個人の識別につながるおそれがあるため、法 5 条 1 号に該当し不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「決定通知書別紙記載の行政文書のうち部分開示とされた行政文書中の不開示部分、及び決定通知書別紙記載の行政文書のうち全部不開示とされた行政文書はいずれも、法 5 条各号に規定される不開示情報にあたらないと考える。」旨主張するが、処分庁は、本件対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した結果、上記 3 のとおり、法 5 条各号に規定される不開示情報に該当する部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 12 月 23 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和 5 年 1 月 27 日 審議
- ④ 令和 7 年 7 月 14 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 8 月 27 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号及び 5 号に該当するとして不開示（別表 1 のとおり）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、不開示部分のうち、別表2に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別表1の番号1に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、脱走兵に係る我が国の検討内容及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすると、我が国及び米国の考え方や対応振りが明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれ、将来同種の事案に当たり、米国から円滑な情報共有を受けられなくなるおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、脱走兵に係る我が国及び米国の考え方や対応振りが明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれ、将来同種の事案に当たり、米国から円滑な情報共有を受けられなくなるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

（2）別表1の番号2及び番号3に掲げる部分について

ア 別表1の番号2に掲げる部分は在日米軍から我が国の警察宛てに発出された脱走兵の逮捕要請又は取消しに係る文書であり、「日付」、「発信元」、「宛先」、「件名」、脱走兵の「氏名」、「階級」、「社会保障番号」、「所属部隊」、「人種」、「性別」、「生年月日」、「国籍」、「身長」、「体重」、「毛髪色」、「眼色」、「体格」、「罪名」、「携帯電話番号」、「車両情報」、「旅券番号」等が記載されていると認められる。

イ 別表1の番号3に掲げる部分は、脱走兵の認定に係る文書であり、「1 記載日」、「2 宛先」、「3 発信元」、「4 所属」、「5 脱走兵の識別情報」として、氏名、階級、性別、民族、人種、出生地、生年月日、身長、体重、眼色、毛髪色、通番、軍種、社会保障番号、国籍、婚姻状況、職歴及び住所、「6 入隊」として、日付

及び場所、「7 現在の軍への配置日」、「8 写真」、「9 欠勤期間」、「10 脱走兵認定日」、「11 逃亡又は受刑の有無」、「12 免職の有無」、「13 免許」、「14 車両登録」、「15 車両情報」、「16 親族に関する情報」、「17 認定」として、脱走兵の軍種、所属、階級、氏名、欠勤開始日及び脱走兵認定日、「18 上官」として、上官の氏名、階級、肩書、所属、署名及び日付、並びに「19 備考」が記載されていると認められる。

ウ これらの部分には、それぞれの脱走兵の氏名が記載されていることから、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

エ 法5条1号ただし書イ該当性について

当審査会事務局職員をしてインターネット上の情報を検索させたところ、当該部分に記載の情報については公表されていないことが認められる。そうすると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。

オ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

当該部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。また、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

カ 法6条2項の部分開示の可否について

当該不開示部分は、個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

キ したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

Webサイト「e-GOV」で公開されている行政文書ファイル管理簿に登載されている文書の内、「2019年度 脱走兵」と題する文書。

(府省名が外務省、作成・取得年度等が2019年、大分類が日米地位協定の事務に関する事項、中分類が日米地位協定一般、作成・取得者が外務省 北米局 日米安全保障条約課 日米地位協定室長、起算日が2020年4月1日、保存期間が5年、保存期間満了日が2025年3月31日、媒体の種類が共有サーバー内、保存場所が執務室、管理者が外務省 北米局 日米安全保障条約課 日米地位協定室長、保存期間満了時の措置が廃棄であるもの)

2 先行開示文書

文書1 脱走兵の情報共有について(平成31年3月13日)

3 本件対象文書

文書2 【決裁書】脱走兵の情報共有(関係省庁及び渉外知事会への連絡)(平成31年3月13日)

文書3 逮捕要請

文書4 脱走兵の情報共有について(平成31年4月12日)

文書5 【決裁書】脱走兵の情報共有(関係省庁及び渉外知事会への連絡)(平成31年4月12日)

文書6 逮捕要請

文書7 脱走兵の情報共有について(令和元年9月20日)

文書8 【決裁書】脱走兵の情報共有(関係省庁及び渉外知事会への連絡)(令和元年9月20日)

文書9 逮捕要請

文書10 脱走兵の情報共有について(令和元年6月10日)

文書11 【決裁書】脱走兵の情報共有(関係省庁及び渉外知事会への連絡)(令和元年6月10日)

文書12 逮捕要請

文書13 【決裁書】脱走兵の情報共有(関係省庁及び渉外知事会への連絡)(令和元年6月28日)

文書14 逮捕要請

文書15 脱走兵の情報共有について(令和元年9月18日)

文書16 【決裁書】脱走兵の情報共有(関係省庁及び渉外知事会への連絡)(令和元年9月18日)

文書 1 7 逮捕要請
文書 1 8 脱走兵の情報共有について（令和元年 9 月 2 0 日）
文書 1 9 【決裁書】脱走兵の情報共有（関係省庁及び渉外知事会への連絡）（令和元年 9 月 2 0 日）
文書 2 0 逮捕要請
文書 2 1 脱走兵の情報共有について（令和元年 1 0 月 1 日）
文書 2 2 【決裁書】脱走兵の情報共有（関係省庁及び渉外知事会への連絡）（令和元年 1 0 月 1 日）
文書 2 3 脱走兵の情報共有について（令和元年 1 0 月 8 日）
文書 2 4 【決裁書】脱走兵の情報共有（関係省庁及び渉外知事会への連絡）（令和元年 1 0 月 7 日）
文書 2 5 逮捕要請
文書 2 6 脱走兵の情報共有について（令和元年 1 0 月 1 8 日）
文書 2 7 【決裁書】脱走兵の情報共有（関係省庁及び渉外知事会への連絡）（令和元年 1 0 月 1 8 日）
文書 2 8 逮捕要請
文書 2 9 資料

別表 1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 2、文書 5、文書 8、文書 11、文書 13、文書 16、文書 19、文書 22、文書 24、文書 27、文書 29	公にしないことを前提とした我が国政府部内の検討の内容に関する記述、非公表を前提として行われた他国とのやりとりに関する情報等であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号
2	文書 3 (1 頁目)、文書 6 (4 頁目及び 5 頁目)、文書 9、文書 12 (4 頁目及び 5 頁目)、文書 14 (3 頁目)、文書 17 (1 頁目)、文書 20、文書 25 (1 頁目)、文書 28	個人に関する情報であって、個人の識別につながるおそれがあるため、また、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 1 号
3	文書 3 (2 頁目ないし 5 頁目)、文書 6 (1 頁目ないし 3 頁目及び 6 頁目)、文書 12 (1 頁目ないし 3 頁目及び 6 頁目)、文書 14 (1 頁目、2 頁目及び 4 頁目)、文書 17 (2 頁目ないし 6 頁目)、文書 25 (2 頁目ないし 6 頁目)、	個人に関する情報であって、個人の識別につながるおそれがあるため、また、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 1 号

※当審査会にて整理した。

別表 2（諮問庁が新たに開示する部分）

文書番号	頁	新たに開示する部分
文書 3	1 頁目	右上のスタンプ、氏名、人種、性別、生年月日、国籍、身長、体重、毛髪色、眼色、体格及び罪名
	2 頁目	右上のスタンプ、氏名、性別、人種、生年月日、身長、体重、眼色、毛髪色及び国籍
	3 頁目	右上のスタンプ
	4 頁目及び 5 頁目	全部（右上の手書き部分を除く）
文書 6	1 頁目及び 2 頁目	右上のスタンプ
	3 頁目	全部（右上の手書き部分を除く）
	4 頁目ないし 6 頁目	右上のスタンプ
文書 9	1 頁目及び 2 頁目	右上のスタンプ
文書 1 2	1 頁目	右上のスタンプ
	3 頁目	全部
	4 頁目及び 6 頁目	右上のスタンプ
文書 1 4	1 頁目ないし 4 頁目	右上のスタンプ
文書 1 6	1 頁目	本文 1 3 行目及び 1 4 行目
文書 1 7	1 頁目ないし 3 頁目	右上のスタンプ
	4 頁目	全部（右上の手書き部分を除く）
	5 頁目及び 6 頁目	右上のスタンプ
文書 2 0	1 頁目	右上のスタンプ
文書 2 2	1 頁目	本文 1 2 行目及び 1 3 行目
文書 2 4	1 頁目	本文 1 0 行目及び 1 1 行目
文書 2 5	1 頁目及び 2 頁目	右上のスタンプ
	4 頁目	全部
	5 頁目及び 6 頁目	右上のスタンプ
文書 2 8	1 頁目	右上のスタンプ
文書 2 9	1 頁目ないし 3 頁目	1 番上の行